

埋蔵文化財発掘調査事業に係る人力掘削等業務委託仕様書

- 1 事業名 埋蔵文化財発掘調査事業に係る人力掘削等業務
- 2 業務の目的 本業務は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づいて和歌山市が実施する周知の埋蔵文化財包蔵地等における試掘確認調査等を行う際の、人力掘削等の作業を行うものである。
- 3 業務範囲 本業務の対象となる箇所は、和歌山市埋蔵文化財包蔵地所在地図に示す周知の埋蔵文化財包蔵地等とする。
※和歌山市埋蔵文化財包蔵地所在地図については、和歌山市役所文化振興課のホームページで確認できます。
- 4 業務の期間 本業務の期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。
- 5 業務の特殊性 本業務の文化財調査という性格を踏まえ、受注者は地方公共団体が行う埋蔵文化財の発掘調査の作業受託経験を有するものとする。
- 6 委託内容 本業務は、和歌山市の担当者（以下、担当者とする）の指示により、発掘調査等における人力掘削等の作業を実施するものである。その内容は以下のとおりとする。なお、契約期間内において、人力掘削等業務は45人を予定する。ただし、委託回数は増減することがある。また、実施日については事前に通告する。
作業員は1日あたり最大3人出すこととする。ただし調査面積や調査内容によって人数は増減することがある。
 - (1) 担当者の指示に従い遺構検出、遺物包含層や遺構、サブトレンチの掘削、図化作業の補助等を実施する。
 - ①1日の1人あたりの人力掘削作業は遺物包含層・遺構検出・遺構掘削作業を含み0.9 m³程度とする。
 - ②図化作業の補助はレベルを読むことやトータルステーションのミラーを持つ等の作業を指す。
 - (2) 受注者は発掘調査道具（草削り、手箕、スコップ、鋤簾等）を持参することとする。
 - (3) ブルーシートや土のう袋は、調査区を保護するために必要な分を用意すること。なおブルーシートは状況に応じて土置き場を使用する場合もある。
 - (4) 調査区が深く下りるのが困難と判断される場合は、ハンゴを用意すること。
 - (5) 遺構面の乾燥を防ぐため、散水用の水やじょうろを用意すること。
 - (6) 調査地により水が湧き出て調査が出来ない状態になるため、その場合は排水用ポンプや柄杓、吸水スポンジ、バケツ等の必要な道具を用意し排水作業を行う。
 - (7) 業務の実施日については、少なくとも実施日の1週間前には発注者から指定する。受注者は指定された日に、業務を実施すること。
 - (8) 業務実施にあたり、作業車などの駐車スペースが別途必要となった場合には受注者で用意し、自車の管理及び責任は受注者で負うこととする。
- 7 業務の注意事項 作業員は埋蔵文化財の発掘調査の経験があるものを最低1人は出すこととする。

- 8 安全対策 関係者以外が立ち入らないよう、調査地に囲さく（A型バリケード・トラロープ等）を設置し、安全対策の措置を講ずることとする。問題が生じた場合には対応にあたること。
- 9 その他 本業務の遂行にあたって疑義が生じた場合には、速やかに和歌山市の担当者と協議すること。

10 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

埋蔵文化財発掘調査事業に係る人力掘削等業務委託契約書

和歌山市（以下「発注者」という）と（以下「受注者」という）は、人力掘削等業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 発注者は、埋蔵文化財発掘調査事業に係る人力掘削等委託業務（以下「委託業務」という。）の処理を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の処理方法）

第3条 受注者は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を処理しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額（消費税及び地方消費税分を除く。）は、下記記載のとおりとする。

請求単位	料金
人力掘削等業務 1人につき	円

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により、承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 受注者は、業務委託の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の処理についてあらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について調査を行い、若しくは受注者に対して報告を求め、又は受注者に対して委託業務の処理に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 発注者は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面により定めるものとする。

2 発注者は、前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、発注者受注者協議して定める。

（契約期間の延長）

第9条 受注者は、その責に帰することができない理由その他の正当な理由により契約期間内に委託業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により契約期間の延長を求めることができる。この場合において、延長日数は、発注者受注者協議して書面により定めるものとする。

（損害の負担）

第10条 委託業務の処理に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責に帰すべき理由により生じた損害は、発注者が負担する。この場合において、発注者が負担すべき額は、発注者受注者協議して定める。

2 発注者は、委託業務の処理に関して発生した事故により受注者の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（履行遅滞に係る遅延賠償金等）

第11条 発注者は、受注者の責に帰すべき理由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、受注者から遅延賠償金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の遅延賠償金の額は、委託金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

3 受注者は、発注者の責に帰すべき理由により第13条第2項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(確認)

第12条 受注者は、令和9年3月31日に日数・員数を算出し、発注者の確認を求めなければならない。

2 受注者は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を発注者に通知し、発注者の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第13条 委託金の支払いは年度末1回支払いとし、支払いは前条の規定による確認を受けた後、発注者に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を受注者に支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責に帰すべき理由により契約期間中委託業務を継続して処理できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(3) 第19条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(4) 第20条第1項に規定する和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守していないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、契約を誠実に処理する意思がないと認められるとき。

(6) 第16条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、発注者に損害を生じたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者受注者協議して定めるものとする。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合は、委託業務の既に処理された部分について、確認の上、その部分に相応する委託金を受注者に支払わなければならない。

4 第1項の規定により契約が解除されたときは、受注者は委託金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

第15条 発注者は、契約期間中、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
(受注者の解除権)

第16条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5（契約期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。

2 第14条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第17条 発注者は、受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者が受注者に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは追徴する。

(秘密の保持等)

第18条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受注者は、委託業務の処理過程において作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第19条 受注者は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 発注者は、受注者が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めるときは、受注者の氏名及び住所並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第20条 受注者は、委託業務の履行に当たっては、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報とみなして第19条に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(暴力団等排除に係る解除)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 受注者の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 受注者の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 受注者が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る発注者の解除)

第22条 受注者が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が発注者の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)

第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「契約者等」という。)に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。)を行った場合において、受注者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、受注者に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を発注者に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(補則)

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花 正啓

受注者

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「受注者」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 受注者は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、発注者から求めがあったときは、発注者に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) この契約に係る事務を処理するために発注者から貸与を受けた、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、発注者から求めがあったときは、記録を作成すること。

(2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。

(3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 受注者は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 受注者は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 受注者は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は発注者の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、この契約に係る事務を処理するに当たって、発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は発注者の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 受注者は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、発注者の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、受注者の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 受注者は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、発注者の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 発注者は、個人情報を保護するために必要な限度において、受注者に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び受注者の作業場所への立入調査ができるものとし、受注者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 受注者は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、発注者に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、発注者に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 発注者の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 発注者の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 受注者は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、発注者は、必要に応じ、受注者の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。